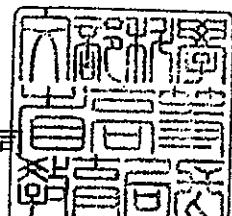


29文科高第930号  
平成30年1月26日

各 国 公 私 立 大 学 長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学を設置する各学校法人の理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
各 都 道 府 県 知 事 殿  
各都道府県教育委員会教育長  
各 指 定 都 市 市 長  
各指定都市教育委員会教育長  
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長  
大学の教育研究等の総合的な状況について  
認証評価を行う各認証評価機関の長

文部科学省高等教育局長

義 本 博



(印影印刷)

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する  
省令等の公布について（通知）

この度、別添のとおり、「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第1号）」【別添1-1及び別添1-2】が、また、同省令の規定に基づき、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示（平成30年文部科学省告示第4号）」【別添2】、「大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示（平成30年文部科学省告示第5号）」【別添3-1】、「短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示（平成30年文部科学省告示第6号）」【別添3-2】、「短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示（平成30年文部科学省告示第7号）」【別添3-3】が、それぞれ平成30年1月26日に公布され、平成31年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、「学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）」により専門職大学及び専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）の制度化が図られたことを踏まえ、専門職大学等の趣旨をさらに既存の大学及び短期大学（以下「大学等」という。）の中にも活かし、既存の大学等の一部の組織にお

いて実践的かつ創造的な専門職業人養成の取組を推進するよう、新たに専門職学科の制度を創設するものです。

加えて、短期大学については、社会人のための職業教育機能・再教育機能を強化するよう、また、地域における高等教育機会確保の観点から、小規模な学科においても適切な運営が可能となるよう、短期大学設置基準等の所要の規定の整備を行うこととしています。

これらの省令・告示の改正・制定の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりでするので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようお取り計らいください。

また、都道府県知事におかれては、市町村長及び所轄の学校に対して、都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対して、本改正の周知を図るよう配慮願います。

## 記

### 第一 改正・制定の趣旨

#### **1 専門職学科の制度化**

我が国の社会情勢がめまぐるしく変化し、課題も複雑化していく中で、今後、職業の在り方や働き方も大きく様変わりすることが想像されている。このような中で、我が国が、成長・発展を持続していくためには、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が不可欠となっている。こうした状況を踏まえ、先般「学校教育法の一部を改正する法律」が成立し、機関全体を専門職業人養成に特化させた大学等の枠組みとして、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成し、展開させることを目的とする専門職大学等の制度化が図られることとなった。

これらを受け、専門職大学等の趣旨をさらに既存の大学等の中にも活かし、既存の大学等の一部の組織において、実践的かつ創造的な専門職業人養成の取組を推進するよう、大学等の専門職学科の制度を創設する。

#### **2 短期大学の機能強化**

短期大学については、社会人のための職業教育機能・再教育機能を強化するよう、実務の経験を有する者が短期大学に入学する場合に、当該実務経験を通じた能力修得への単位認定を行える仕組みを整備する。

また、地域における高等教育機会確保の観点から、小規模な学科においても適切な運営が可能となるよう、短期大学の専任教員数及び校舎面積について、小規模の学科を想定した基準を追加する。

### 第二 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第1号）

#### **1 改正の概要**

##### **(1) 大学設置基準の一部改正**

## 1) 専門職学科に関する特例

### ①専門職学科とする学科等

#### i ) 専門職学科

大学の学部の学科のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開する教育課程を編成するものは、専門職学科としたこと。 (第42条の4第1項)

#### ii ) 専門職学部

専門職学科のみで組織する学部は、専門職学部としたこと。 (第42条の4第2項)

### ②専門職学科に係る入学者選抜

専門職学科に係る入学者の選抜に当たっては、大学設置基準第2条の2(入学者選抜)に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとしたこと。 (第42条の5)

### ③教員組織

#### i ) 専任教員数

学部の種類及び規模に応じて必要とされる専任教員の数に関し、専門職学科についてはより小規模の学科を想定した基準を追加することとし、大学設置基準別表第1イの表について、専門職学科以外の学科に係る表と専門職学科に係る表とをそれぞれ分けて定めることとしたこと。 (別表第1イ(1)の表及び(2)の表)

#### ii ) 実務の経験等を有する専任教員

ア 専門職学科に係る専任教員数のうち、大学設置基準別表第1による学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とすることとしたこと。 (第42条の6第1項)

イ 専門職学科に係る実務の経験等を有する専任教員のうち、アのおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数以上は、次のいずれかに該当する者とすることとしたこと。 (第42条の6第2項)

(ア) 大学又は専門職大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴のある者

(イ) 博士の学位、修士の学位又は修士(専門職)、法務博士(専門職)  
若しくは教職修士(専門職)の学位を有する者

(ウ) 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

ウ アのおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者(いわゆる「みなし専任教員」)で足りるものとしたこと。 (第42条の6第3項)

### ④教育課程

#### i ) 専門職学科に係る教育課程の編成方針

ア 専門職学科の教育課程の編成に当たっては、大学設置基準第19条（教育課程の編成方針）に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととしたこと。（第42条の7第1項）

イ 専門職学科を設ける大学は、専門職学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとしたこと。また、当該授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとしたこと。（第42条の7第2項及び第3項）

## ii) 教育課程連携協議会

ア 専門職学科を設ける大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。（第42条の8第1項）

イ 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。  
(第42条の8第2項)

(ア) 学長又は専門職学科を設ける学部の長（以下「学長等」という。）  
が指名する教員その他の職員

(イ) 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者

(ウ) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

(エ) 臨地実務実習（⑤ii）ウ）の臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける大学と連携する事業者

(オ) 当該専門職学科を設ける大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者

ウ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとしたこと。（第42条の8第3項）

(ア) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の編成に関する基本的な事項

(イ) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

## iii) 専門職学科の授業科目

専門職学科は、次に掲げる授業科目を開設するものとしたこと。（第42条の9）

- ア 一般・基礎科目（幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- イ 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- ウ 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）
- エ 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に高めるための授業科目をいう。）

iv) 専門職学科に係る授業を行う学生数

専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下とすることとしたこと。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでないこと。

（第42条の10）

⑤卒業の要件等

- i) 入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定
  - ア 専門職学科を設ける大学は、学生が当該大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力を修得している場合において、教育上有益と認めるとときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職学科における授業科目の履修とみなし、30単位を超えない範囲で大学の定めるところにより、単位を与えることができることとしたこと。（第42条の11第1項）
  - イ アにより与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位以外のものについては、大学設置基準第28条から第30条までの規定により当該大学において修得したものとみなし、又は与える単位数と合わせて60単位を超えないものとしたこと。（第42条の11第2項）

ii) 専門職学科に係る卒業の要件

専門職学科に係る卒業の要件は、大学設置基準第32条（卒業の要件）に定めるところによるほか、次のいずれにも該当することとしたこと。（第42条の12）

- ア 大学設置基準第32条第1項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ20単位以上、職業専門科目に係る60単位以上並びに総合科目に係る4単位以上が含まれること。
- イ 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実

験、実習又は実技による授業科目）に係る40単位以上を修得すること。  
ウ イの授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業等の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。）に係る20単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、5単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業等の事業者と連携して開設する演習又は実習等による授業科目のうち、当該事業者の実務にかかわる課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。）をもってこれに代えることができること。

#### ⑥校舎等の施設

##### i) 校舎の面積

ア 学部の種類及び規模に応じ必要とされる基準校舎面積及び加算校舎面積について、専門職学部については、より小規模の学科を想定した基準を追加することとし、大学設置基準別表第3イの表及びハの表について、専門職学部以外の学部に係る表と専門職学部に係る表とをそれぞれ分けて定めることとしたこと。（別表第3イ（1）の表及び（2）の表並びにハ（1）の表及び（2）の表）

イ 専門職学部に係る基準校舎面積及び加算校舎面積について、卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、アの別表に定める面積を減ずることができることとしたこと。（別表第3イ（2）の表備考第2号）

##### ii) 実務実習に必要な施設

専門職学科を設ける大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、当該専門職学科に係る臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとしたこと。（第42条の13）

#### ⑦その他

専門職学科の制度化に伴い、学部以外の基本組織に関する規定など所要の規定の整備を行ったこと。（第6条第2項及び第3項など）

### 2) 専門職大学の制度化に伴う規定の整備

ア 大学の助手となることのできる者の資格として、学士（専門職）の学位を有する者を追加したこと。（第17条第1号）

イ その他所要の規定の整備を行ったこと。

### （2）短期大学設置基準の一部改正

#### 1) 短期大学全般に関する制度改革

①入学前の実務経験を通じて修得した職業に必要な能力についての単位認定

短期大学は、学生が当該短期大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、修業年限が2年の短期大学にあっては15単位を、修業年限が3年の短期大学にあっては23単位(卒業要件の特例を適用する夜間3年制の短期大学にあっては15単位)を超えない範囲で短期大学の定めるところにより、単位を与えることができることとしたこと。(第16条第3項)

## ②小規模学科のための基準の整備

### i) 専任教員数

短期大学の専任教員数に関し、入学定員の数が短期大学設置基準別表第1に定める数に満たない場合には、その2割の範囲内において兼任の教員に代えることができることとしたこと。(別表第1イの表備考第4号)

### ii) 校舎の面積

短期大学については、学科の種類及び規模に応じ必要とされる基準校舎面積及び加算校舎面積に関し、別表第2を改正して、収容定員50人までの場合の面積の定めを追加したこと。(別表第2イの表及びロの表)

## 2) 専門職学科に関する特例

### ①専門職学科とする学科

短期大学の学科のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成する教育課程を編成するものは、専門職学科としたこと。(第35条の4)

### ②専門職学科に係る入学者選抜

専門職学科に係る入学者の選抜に当たっては、短期大学設置基準第2条の2(入学者選抜)に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとしたこと。(第35条の5)

### ③教育課程

#### i) 専門職学科に係る教育課程の編成方針

ア 専門職学科の教育課程の編成に当たっては、短期大学設置基準第5条(教育課程の編成方針)に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならないこととしたこと。(第35条の6第1項)

イ 専門職学科を設ける短期大学は、専門職学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとしたこと。また、当該授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直し

は、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとしたこと。（第35条の6第2項及び第3項）

ii) 教育課程連携協議会

ア 専門職学科を設ける短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとしたこと。（第35条の7第1項）

イ 教育課程連携協議会は、次の者をもって構成するものとしたこと。（第35条の7第2項）

（ア）学長又は専門職学科の長（以下「学長等」という。）が指名する教員その他の職員

（イ）当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に關し豊富な経験を有する者

（ウ）地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

（エ）臨地実務実習（④ア（ウ）の臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける短期大学と連携する事業者

（オ）当該専門職学科を設ける短期大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認める者

ウ 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に意見を述べるものとしたこと。（第35条の7第3項）

（ア）産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

（イ）産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

iii) 専門職学科の授業科目

専門職学科は、次に掲げる授業科目を開設するものとしたこと。（第35条の8）

ア 一般・基礎科目（幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）

イ 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）

ウ 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）

エ 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に高めるための授業科目をいう。）

iv) 専門職学科に係る授業を行う学生数

専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、40人以下とすることとしたこと。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでないこと。

(第35条の9)

④ 卒業の要件

ア 修業年限が2年の専門職学科に係る卒業の要件は、短期大学設置基準第18条（卒業の要件）に定めるところによるほか、次のいずれにも該当することとしたこと。（第35条の10第1項）

(ア) 短期大学設置基準第18条第1項の規定により卒業の要件として修得すべき62単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ10単位以上、職業専門科目に係る30単位以上並びに総合科目に係る2単位以上が含まれること。

(イ) 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る20単位以上を修得すること。

(ウ) (イ) の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業等の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。）に係る10単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、2単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業等の事業者と連携して開設する演習又は実習等による授業科目のうち、当該事業者の実務にかかわる課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であって、文部科学大臣が定めるところにより開設されるものをいう。）をもってこれに代えることができること。

イ 修業年限が3年の専門職学科に係る卒業の要件は、短期大学設置基準第18条に定めるところによるほか、次のいずれにも該当することとしたこと。ただし、同令第19条の規定による卒業要件の特例を適用する夜間3年制の専門職学科にあっては、アと同様したこと。（第35条の10第2項）

(ア) 短期大学設置基準第18条第2項の規定により、卒業の要件として修得すべき93単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ15単位以上、職業専門科目に係る45単位以上並びに総合科目に係る2単位以上が含まれること。

(イ) 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る30単位以上を修得すること。

(ウ) (イ) の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る15単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、3単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

## ⑤実務の経験等を有する専任教員

- ア 専門職学科に係る専任教員数のうち、短期大学設置基準別表第1による学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とすることとしたこと。（第35条の11第1項）
- イ 専門職学科に係る実務の経験等を有する専任教員のうち、アのおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数以上は、次のいずれかに該当する者とすることとしたこと。（第35条の11第2項）
- （ア）大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴のある者
- （イ）博士の学位、修士の学位又は修士（専門職）、法務博士（専門職）若しくは教職修士（専門職）の学位を有する者
- （ウ）企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者
- ウ アのおおむね4割の専任教員の数に2分の1を乗じて算出される数の範囲内については、専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者（いわゆる「みなし専任教員」）で足りるものとしたこと。（第35条の11第3項）

## ⑥実務実習に必要な施設

専門職学科を設ける短期大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとしたこと。（第35条の12）

## ⑦その他

専門職学科の制度化に伴う所要の規定の整備を行ったこと。

## 3) 専門職大学及び専門職短期大学の制度化に伴う規定の整備

- ア 短期大学の助手となることのできる者の資格として、学士（専門職）の学位を有する者を追加したこと。（第26条第1号）
- イ その他所要の規定の整備を行ったこと。

## 2 留意事項

### （1）学部・学科に代わる組織を設ける場合における専門職学科に関する特例の適用について

- ① 改正大学設置基準において、大学の学部の学科のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開する教育課程を編成するものは、専門職学科としたこと。
- ② 大学設置基準第5条の規定により、大学は、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができることとされており、大学の学部の課程であって、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開する教育課程を編成するものを設ける場合にあっても、専門職学科に関する特例が適用されるものであること。
- ③ 同様に、学校教育法第85条ただし書に規定する学部以外の基本組織を置く

場合にあっても、大学設置基準第6条第2項及び第3項の改正により、当該学部以外の基本組織及びこれに設けられる学科に相当する組織について、専門職学部及び専門職学科に係る特例が適用されることとしたこと。

(大学設置基準第5条、第6条第2項及び第3項並びに第42条の4関係)

#### (2) 専門職学科における実務経験者その他の入学者の多様性の確保について

専門職学科を設ける大学等においては、文部科学省高等教育局長が毎年度発出する大学入学者選抜実施要項に基づき、入学者選抜を適切に実施すること。また、設置基準において入学者の多様性確保に配慮した入学者選抜が努力義務化された趣旨を踏まえ、高等学校（普通科、専門学科及び総合学科）の卒業生、実務経験者その他の社会人、他の高等教育機関からの編入学生など、多様な入学者を積極的に受け入れることが期待されること。入学者の選抜に当たっては、実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮するなど、多様な背景を持つ志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価すること等が考えられること。

(大学設置基準第42条の5／短期大学設置基準第35条の5関係)

#### (3) 専門職学科に係る教育課程の編成方針について

専門職学科の教育は、理論と実務を架橋した教育により、実践的かつ創造的・応用的な能力を育成・展開させるものであること。また、産業界等との密接な連携を図りつつ、そのための教育課程を開発・実施し、不断の見直しを行っていくことが求められること。大学設置基準第42条の7第3項及び短期大学設置基準第35条の6第3項に規定する「適切な体制」の整備としては、授業科目の開発等に関する担当組織を設けることや、教育内容・方法の開発等に経験・実績のある教員等を配置することなどが考えられること。

(大学設置基準第42条の7／短期大学設置基準第35条の6関係)

#### (4) 教育課程連携協議会について

- ① 教育課程連携協議会の設置形態については、一の大学等に一の教育課程連携協議会を設ける形のほか、分野や学部等の別により複数の教育課程連携協議会を設ける形が考えられること。なお、設置基準上の教育課程連携協議会であることが学内規程等により明らかにされていれば、その名称は、必ずしも「教育課程連携協議会」としなくとも差し支えないこと。
- ② 教育課程連携協議会の構成については、大学設置基準第42条の8第2項及び短期大学設置基準第35条の7第2項の各号（第5号を除く。）に規定する構成員をそれぞれ1名以上含むものとし、その構成員の過半数は、当該大学等の教職員以外の者とすることを基本とすること。
- ③ 大学設置基準第42条の8第2項第2号及び短期大学設置基準第35条の7第2項第2号の「当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体」は、主として職能団体や事業者団体を想定したものであるが、専攻分野の特性により、当該職業に就いている者

又は当該職業に関連する事業を行う者による研究団体なども含み得ること。

- ④ 教育課程連携協議会は、産業界等との連携による教育課程の編成・実施に関する基本的な事項や、その実施状況の評価に関する事項を審議するものであること。専門職学科を設ける大学等においては、教育研究機関としての自律性を確保しつつ、産業界等と連携した教育を推進することが求められており、学位授与や教育課程編成、教員業績審査等の専門的な事項については教授会が審議すること等を踏まえつつ、教育課程連携協議会が、他の審議機関との適切な役割分担を図りながら、積極的な機能を果たすこと期待されるものであること。

(大学設置基準第42条の8／短期大学設置基準第35条の7関係)

#### (5) 専門職学科の授業科目について

- ① 開設すべき授業科目として定めた一般・基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目は、それら全体の履修を通じ、これから社会で求められる実践的かつ創造的な専門職業人材を養成することを目指すものであること。理論にも裏付けられた実践力の育成に加え、特定の職業における専門性に留まらない分野全般への精通や、関連する他分野への展開、生涯にわたる資質向上のための基礎の涵養など、幅広い能力の育成を図ることを旨とするものであること。
- ② 一般・基礎科目は、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うこと及び社会的・職業的自立を図るために必要な能力に加え、生涯にわたり自らの資質を向上させるために必要な能力を育成することを目的とするものであること。幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目については、例えば、全学共通の一般教養科目等のうち、専門職学科の教育上の目的を達成するために必要なものを履修させることなどが想定されること。また、社会的・職業的自立や生涯にわたる資質向上のための授業科目としては、例えば、ＩＣＴ、外国語など、様々な職種を通じたキャリアアップの基礎となるリテラシー科目等が、その内容として考えられること。
- ③ 職業専門科目は、特定の職業（職種）において必要とされる理論的かつ実践的能力に加え、当該職業の分野（例えば、観光分野、農業分野、情報分野など）についてその分野全般にわたり必要な能力を育成することを目的とするものであり、実習等の充実を図りつつ、理論と実践にわたる授業科目をバランスよく配当すること。
- ④ 展開科目は、専攻する特定の職業分野に関連する他分野の応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成することを目的としており、例えば、専門技能等を活かした開業や新たな事業展開を図る際に必要となる経営等の知識や、連携・協働が進む隣接他分野の職業に関する知識等を学ぶ科目などが、その内容として考えられること。
- ⑤ 総合科目は、修得した知識・技能等を総合し、実践的かつ応用的な能力を総合的に高めることを目的とするものであり、卒業を前に、それまでの授業

等で身に付けた知識・技能等を統合し、眞の課題解決力・創造力に結び付けるための総合的な演習科目等が、その内容として考えられること。

- ⑥ なお、専門職学科の教育課程においては、その教育の目的に応じ、これら4種類の授業科目以外の授業科目を開設することも可能であること。専門職大学を設ける各大学等においては、これらの授業科目の開設を通じ、学生の主体的な学修を促す教育活動の展開を図ることが期待されること。
- ⑦ 制度上の必修単位数として、例えば、大学の専門職学科にあっては、卒業に必要な単位数を124単位以上、開設すべき授業科目の単位数の合計を104単位以上（一般・基礎科目20単位以上、職業専門科目60単位以上、展開科目20単位以上及び総合科目4単位以上）としているが、その差分については、各専門職学科の教育の目的に応じ、いずれかの単位数を増やす、又はこれら以外の授業科目を開設することにより修得させるものとすること。

（大学設置基準第42条の9／短期大学設置基準第35条の8関係）

#### （6）専門職学科に係る同時に授業を行う学生数について

- ① 専門職学科の教育課程の特性に鑑み、実習等をはじめとした実践的な職業教育の授業を効果的に実施できるよう、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、原則として、40人以下としたこと。
- ② 40人を超える学生数での授業が認められるケースとしては、例えば、著名な講師を招き、その講義を複数の学科等の学生に同時に聴講させる場合や、全学共通の一般教養科目等を、専門職学科の学生にも一般・基礎科目として受講させる場合などで、教育上必要があり十分な効果をあげられる場合が考えられること。

（大学設置基準第42条の10／短期大学設置基準第35条の9関係）

#### （7）入学前の実務の経験を通じた能力修得に対する単位認定について

入学前の実務の経験を通じた能力修得に対する単位認定について「文部科学大臣が別に定めるところ」としては、「大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示」第1条及び「短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示」において、対象となる授業科目、単位を与えられる者及び単位を与える方法を定めていること。

（大学設置基準第42条の11／短期大学設置基準第16条第3項関係）

#### （8）臨地実務実習及び連携実務演習等について

- ① 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関し「文部科学大臣が別に定めるところ」としては、「大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示」第2条第1項及び第2項並びに「短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示」第1条及び第2条において、実施計画の作成や当該実施計画に記載すべき事項、指導員の配置や当該指導員の要件等に関する事項を定めていること。
- ② 臨地実務実習については、学生を企業等の事業者の実務に従事させるもの

であることから、その実施方法や管理、手当等の実態によっては、実習先事業者と学生の間に使用従属関係が認められ、労働関係法令が適用される場合もあることに留意が必要であること。労働関係法令の適用の有無や適用される場合の遵守すべき事項等については、今後、厚生労働省と協議して指針を作成し、公表する予定であること。

- ③ なお、臨地実務実習の実習場所（「企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所」）については、企業等の学外の事業者の施設のほか、当該大学等の附属施設であっても、専攻に係る職業等の事業を営む事業者としての運営がなされているものは、これに含み得ること。

（大学設置基準第42条の12第3号／短期大学設置基準第35条の10第1項第3号関係）

#### （9）実務の経験等を有する専任教員について

- ① 専門職学科等においては、理論と実務の架橋を図り、実践的な教育を行う観点から、学部・学科の種類及び規模に応じ定める専任教員数のおおむね4割以上は、「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」（いわゆる「実務家教員」）としたこと。さらに当該必要とされる実務家専任教員数の2分の1以上は、実務の経験等に加え、大学等での教員歴、修士以上の学位、企業等での研究上の業績のいずれかを有する者（いわゆる「研究能力を併せ有する実務家教員」）としたこと。
- ② 実務家教員の「実務の能力」については、保有資格、実務の業績、実務を離れた後の年数等により、その適格を判断されるものであること。実務を離れた後の年数については、およそその目安として、実務を離れてから5年から10年以内であることが望ましく、実務を離れる前の実務経験の長さも考慮されること。
- ③ 研究能力を併せ有する実務家教員のうち「企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者」については、研究業績として、著書、論文等の学術上の業績を必ずしも求めるものではなく、実務上の実践知識を形式知化、あるいは構造化・理論化し、様々な形で発表した業績などが含まれること。
- ④ ①により必要とされる実務家専任教員数の2分の1の範囲内は、いわゆる「みなし専任教員」として、「1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部／学科の運営について責任を負う者」で足りることとしたこと。ここにいう「教育課程の編成」については担当する授業科目の教育内容、単位認定などに責任を有すること等が、「学部／学科の運営」については教授会等への出席など、組織の運営に責任をもって関与すること等が、一般的に求められること。
- ⑤ 「みなし専任教員」については、企業等の現場で現に取り扱われている生きた知識・技能等を教授していく上で、その役割が期待されるものであること。各大学等における「みなし専任教員」の活用に当たっては、教育研究水準の維持・確保に考慮しつつ、適切な活用を図られたいこと。

(大学設置基準第42条の6／短期大学設置基準第35条の11関係)

(10) 大学の専門職学部及び短期大学の専門職学科に係る校舎の面積について

- ① 大学設置基準別表第3イ(2)の表備考第2号及び短期大学設置基準別表第2イの表備考第5号の規定により、これらの表に定める面積を減ずることができる場合として、「卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合」及び「その他の相当の事由があると認められる場合」を規定したこと。
- ② 臨地実務実習に必要な施設を事業者の施設の使用により確保する場合の減算については、設置基準上も必修化された臨地実務実習（20単位分又は10単位若しくは15単位分）を実施するための施設が事業者から継続的・安定的に供用され、かつ、当該施設を含め、全授業科目の授業を実施する上で必要な施設設備が整っていることを条件として、事業者の施設における主な実習場所の面積に相当する面積を、必要校舎面積から減ずることを認めることとする。なお、これにより減ずることができる面積は、大学設置基準別表第3又は短期大学設置基準別表第2に定める面積の15パーセントまでとすること。
- ③ 「その他の相当の事由があると認められる場合」の減算は、さらに、産業界等との密接な連携、社会人学生の受け入れなどの専門職学科等の特色に鑑み、必要校舎面積を減ずることを認めるものであり、例えば、設置基準上必修化された臨地実務実習以外の実習を校外で行う場合に、校外施設の確保の状況に応じて必要校舎面積を減すこと等が考えられること。これにより、②の減算に加え、大学設置基準別表第3又は短期大学設置基準別表第2に定める面積の5パーセントまでをさらに減ずることができることとすること。

(大学設置基準別表第3／短期大学設置基準別表第2関係)

(11) 専門職学科を設ける大学等に係る機関別認証評価について

- ① 専門職学科については、専門職大学等とは異なり、学校教育法第109条第3項に基づく分野別認証評価の受審を義務付けられるものではないが、その教育の状況等について、専門職学科の特性を踏まえた適切な評価が行われることが望まれること。
- ② このことを踏まえ、機関別認証評価を行う各認証評価機関におかれても、例えば、専門職学科を設ける大学等の評価に当たり、専門職学科の教育課程連携協議会に関する事、進路に関する事等の評価を行うことを、大学評価基準に定めるなど、適切な対応を図られたいこと。

(12) 専門職学部及び専門職学科の名称について

大学設置基準第40条の4及び短期大学設置基準第33条の4の規定において、学部・学科の名称は、学部・学科として適当であるとともに、当該学部・学科の教育研究上の目的にふさわしいものとすることとされている。この

ことを踏まえ、専門職学科を設ける大学等においては、専門職学部又は専門職学科の名称中に「専門職学部」又は「専門職学科」の文字を用いることを基本とすること。また、大学等においては、専門職学部以外の学部及び専門職学科以外の学科の名称中に「専門職学部」及び「専門職学科」の文字を用いないものとすること。

#### (13) 専門職学科の課程を修了した者に授与する学位の表記について

- ① 大学又は短期大学が、専門職学科の課程を修了した者に対し、「学士」又は「短期大学士」の学位を授与する際には、「学士（〇〇専門職）」、「短期大学士（〇〇専門職）」のように、付記する専攻分野名に「専門職」の文字を付すものとすること。また、ここにおける専攻分野の名称は、修めた課程の特徴をより明確に表すよう、学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことを基本とすること。
- ② なお、現在、中央教育審議会では「我が国の高等教育に関する将来構想について（平成29年3月6日諮詢）」の審議の中で、学位等の国際通用性の確保に関する課題への対応についての検討を進めているところであるが、専門職学科の学位についても国際通用性の確保は特に重要であり、専門職学科を設置しようとする者にあっては、付記する専攻分野の名称について、同様の内容を提供する国内外の他の学位プログラムとも共通性のある名称を用いるなど、分かりやすく、通用性のあるものとする観点から、十分な検討を行うこと。

### 第三 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示（平成30年文部科学省告示第4号）

#### 1 改正の概要

文部科学大臣の認可を要さず、届出のみで行える学科等の設置の範囲を定める「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」（以下「基準告示」という。）第1条第1項の規定は、次に掲げる学科等の設置には適用しないこととし、これらの設置に関しては、学位の種類及び分野の変更を伴わない場合であっても設置認可に係らしめるものとすること。

ア 大学又は短期大学が専門職学科を設けていない学位の分野について当該大学が行う専門職学部若しくは専門職学科の設置又は当該短期大学が行う専門職学科の設置

イ 大学又は短期大学が専門職学科以外の学科を設けていない学位の分野について当該大学が行う専門職学部以外の学部若しくは専門職学科以外の学科の設置又は当該短期大学が行う専門職学科以外の学科の設置

#### 2 留意事項

- ① 専門職学部・学科の設置のうち基準告示第1条第2項第1号に規定するものの以外のものについては、従前と同様、同条第1項に規定する学位の種類及び分野の変更の有無により、設置認可に係る手続の要・不要が判定されるこ

- となるものであること。専門職学部・学科以外の学部・学科の設置のうち同条第2項第2号に規定するもの以外のものについても、同様であること。
- ② ①の場合において、大学等の専門職学部・学科の課程修了者に授与する学位に係る学位の種類は、専門職学部・学科以外の学部・学科と同様、学士又は短期大学士となること。また、学位の分野についても、専門職学部・学科以外の学部・学科と同様、基準告示別表第1に定める分野の区分を用いるものであること。
- ③ 専門職学部・学科の課程修了者に授与する学位に付す専攻分野の名称については、学問分野ではなく職業・産業分野の名称を付すことが基本となるが、それらの学位が、基準告示別表第1に定める「学位の分野」のどの区分に当たるかについては、類似の内容をもつ学位プログラムの例などを参考として、相当の区分に分類すること。

#### 第四 大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示（平成30年文部科学省告示第5号）, 短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示（平成30年文部科学省告示第6号）及び短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示（平成30年文部科学省告示第7号）

##### 1 告示の概要

###### （1）大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示の制定

###### 1) 入学前の実務の経験を通じ能力を修得した者に対する単位認定に関する事項

大学設置基準第42条の11第1項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして行う単位の授与は、次の表の左欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行うものとしたこと。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて30単位を超えないものとしたこと。（第1条）

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業専門科目及び展開科目（専門職学科において開設するものに限る。）	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該大学において大学の専門職学科の教育に相当する水準を有すると認めたものに限る。）を有することにより、当該大学の専門職学科の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を30単位を超えない範囲で与える。

	<p>① 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査</p> <p>② ①に掲げるもののほか、①の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であって、次に掲げる要件を備えたもの</p> <p>イ 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること</p> <p>ロ 審査の内容が、大学設置基準第42条の4第1項に規定する専門職学科の教育課程その他の教育の内容に照らして適切なものであること</p> <p>ハ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること</p> <p>ニ 審査の実施の方法が、適かつ公正であること</p>	
臨地実務実習（専門職学科において開設するものに限る。）	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、当該職業における実務上の業績を有することにより、当該大学の専門職学科の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を20単位を超えない範囲で与える。

## 2) 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関する事項

- ア 大学設置基準第42条の12第1項第3号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとしたこと。（第2条第1項）
- (ア) 臨地実務実習施設の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。
- (イ) 実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等

- の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。
- (ウ) 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。
- (エ) 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。
- (オ) 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。
- イ 大学設置基準第42条の12第1項第3号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとすること。（第2条第2項）
- (ア) 連携実務演習等の授業で取り組む課題は、連携先事業者における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の探究的な学習活動が促されるものであること。
- (イ) 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。
- (ウ) 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。
- (エ) 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。
- (オ) 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

## （2）短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示の制定

### 臨地実務実習及び連携実務演習等の開設に関する事項

- ア 短期大学設置基準第35条の10第1項第3号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとすること。（第1条）
- (ア) 臨地実務実習施設の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。
- (イ) 実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。
- (ウ) 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。
- (エ) 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び

十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

(オ) 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。

イ 短期大学設置基準第35条の10第1項第3号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとすること。

(第2条)

(ア) 連携実務演習等の授業で取り組む課題は、連携先事業者における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであつて、学生の探究的な学習活動が促されるものであること。

(イ) 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

(ウ) 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。

(エ) 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。

(オ) 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

(3) 短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示の制定

入学前の実務の経験を通じ能力を修得した者に対する単位認定に関する事項

短期大学設置基準第16条第3項に規定する入学前の実務の経験を通じた職業に必要な能力の修得を授業科目の履修とみなして行う単位の授与は、次の表の左欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行うものとすること。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて、修業年限が2年の短期大学にあっては15単位、修業年限が3年の短期大学にあっては23単位（卒業要件の特例を適用する夜間等3年制の短期大学にあっては15単位）を超えないものとすること。

授業科目	単位を与えられる者	単位を与える方法
職業に必要な能力を育成することを目的とする科目	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該短期大学において短期大学の教育に相当する水準を有すると認めたものに限る。）を有することにより、当該短期大学の	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を、修業年限が2年の短期大学にあっては15単位を超えない

	<p>授業科目において修得させることとしている職業に必要な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者</p> <p>① 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査</p> <p>② ①に掲げるもののほか、①の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であって、次に掲げる要件を備えたもの</p> <p>イ 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること</p> <p>ロ 審査の内容が、学校教育法第108条第1項に規定する短期大学の目的に照らして適切なものであること</p> <p>ハ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること</p> <p>ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること</p>	<p>範囲で、修業年限が3年の短期大学にあっては23単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の短期大学にあっては15単位）を超えない範囲で与える。</p>
臨地実務実習（専門職学科において開設するものに限る。）	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、当該職業において実務上の業績を有することにより、当該短期大学の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を、修業年限が2年の短期大学にあっては10単位を超えない範囲で、修業年限が3年の短期大学にあっては15単位（卒業要件の特例を適用する夜間3年制の短期大学にあっては10単位）を超えない範囲で与える。

## 2 留意事項

## (1) 入学前の実務の経験を通じ能力を修得した者に対する単位認定について

- ① 大学設置基準第42条の11第1項又は短期大学設置基準第16条第3項の規定により単位を与えられる者は、専門性が求められる職業における実務の経験を通じた能力の修得により、当該大学の専門職学科又は短期大学の授業科目で修得させる能力と同等以上の能力を既に有していると認められる者であること。
- ② ①の者のうちその修得した能力に関し職業資格・技能検定等による客観的な証明があるものに対しては、大学の専門職学科にあっては職業専門科目及び展開科目に係る単位を、短期大学にあっては職業に必要な能力の育成を目的とする科目に係る単位を与えることが可能となること。その他①の者に対しては、当該職業における相当の実務業績が認められることにより、専門職学科の臨地実務実習に係る単位を与えることが可能となること。
- ③ 当該単位の授与は、大学等の定めるところにより行うものとしており、これを行う大学等においては、単位を与えることのできる授業科目の名称や、求める職業資格・技能検定等又は実務業績について、予め明示しておくことが望ましいこと。
- ④ 単位を与えることができるのは、当該職業資格・技能検定等又は職業実務業績から認められる能力が、その内容及び水準において、当該授業科目で修得させる能力以上と認められる場合であること。各大学等においては、当該国家資格・技能検定等が証明する能力又は当該職業の職務範囲、従事した実務の困難性等から認められる能力の内容・水準が、当該授業科目の到達目標等に照らして十分であるかを適切に判断の上、単位認定を行うこと。

## (2) 臨地実務実習及び連携実務演習等について

- ① 臨地実務実習の実施に当たっては、座学で学んだ知識・技能を定着、発展させるなど、授業科目としての効果を十分に担保するよう、受入先事業者とも十分協議し、その実施内容・方法等を適切に定めること。
- ② 連携実務演習等については、臨地実務実習に代替するものであり、企業等の実務上の課題に取り組む課題解決型の授業科目としての効果を十分に担保するよう、連携先事業者と十分協議し、その実施内容・方法等を適切に定めること。
- ③ 臨地実務実習及び連携実務演習等の実施計画で定めるべき「その他の臨地実務実習／連携実務演習等の実施に必要な事項」としては、例えば、臨地実務実習及び連携実務演習等の成果として生じた知的財産権等の帰属に関する事項などが考えられること。

## 添付資料

- 【別添 1－1】 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令新旧対照表(大学設置基準の一部改正)
- 【別添 1－2】 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令新旧対照表(短期大学設置基準の一部改正)
- 【別添 2】 学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示新旧対照表
- 【別添 3－1】 大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示(平成30年文部科学省告示第5号)
- 【別添 3－2】 短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示(平成30年文部科学省告示第6号)
- 【別添 3－3】 短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示(平成30年文部科学省告示第7号)

## 【本件連絡先】

文部科学省 高等教育局専門教育課

(専門職大学担当)

電話：03-5253-4111（内線3128）



大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令 新旧対照表

○大学設置基準の一部改正

	改 正 後	改 正 前
目次		
[略]		
第九章 事務組織等（第四十一条—第四十二条の二）		
第十章 専門職学科に関する特例（第四十二条の四—第四十二条の十二）		
第十一章 共同教育課程に関する特例（第四十三条—第四十九条）		
第十二章 國際連携学科に関する特例（第五十条—第五十六条）		
第十三章 雜則（第五十七条—第六十条）		
2・3 [略]		
第一章 総則		
(趣旨)		
第一条 大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十一年法律第一一十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。		
2・3 [略]		
第二章 教育研究上の基本組織		
(学部以外の基本組織)		
第六条 [略]		
2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十二条の四第一項に規定する専門職学科、第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るもの）を含む。）に準		
[略]		
第九章 事務組織等（第四十一条—第四十二条の二）		
第十章 国際連携学科に関する特例（第五十条—第五十六条）		
第十一章 雜則（第五十七条—第六十条）		
2・3 [略]		
第一章 総則		
(趣旨)		
第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。		
2・3 [略]		
第二章 教育研究上の基本組織		
(学部以外の基本組織)		
第六条 [略]		
2 学部以外の基本組織に係る専任教員数、校舎の面積及び学部以外の基本組織の教育研究に必要な附属施設の基準は、当該学部以外の基本組織の教育研究上の分野に相当すると認められる分野の学部又は学科に係るこれらの基準（第四十五条第一項に規定する共同学科（第十三条及び第三十七条の二において「共同学科」という。）及び第五十条第一項に規定する国際連携学科に係るもの）を含む。）に準		

定する国際連携学科に係るものと含む。）に準ずるものとする。

3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十二条の六、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、第五十五条、第五十六条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二、別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

#### 第四章 教員の資格

（教授の資格）

第十四条 【略】

一・三 【略】

四 大学又は専門職大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経験を含む。）のある者

五・六 【略】

（准教授の資格）

第十五条 【略】

一 【略】

二 大学又は専門職大学において助教又はこれに準ずる職員としての経験（外国におけるこれらに相当する職員としての経験を含む。）のある者

三・五 【略】

（助手の資格）

第十七条 【略】

一 学士の学位又は学位規則第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

するものとする。

3 この省令において、この章、第十三条、第三十七条の二、第三十九条、第四十六条、第四十八条、第四十九条（第三十九条の規定に係る附属施設について適用する場合に限る。）、別表第一、別表第二及び別表第三を除き、「学部」には学部以外の基本組織を、「学科」には学部以外の基本組織を置く場合における相当の組織を含むものとする。

#### 第四章 教員の資格

（教授の資格）

第十四条 【略】

一・三 【略】

四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経験を含む。）のある者

五・六 【略】

（准教授の資格）

第十五条 【略】

一 【略】

二 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経験（外国におけるこれらに相当する職員としての経験を含む。）のある者

三・五 【略】

（助手の資格）

第十七条 【略】

一 学士の学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

相当する学位を含む。) を有する者

## 二 [略]

### 第七章 卒業の要件等

(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第三十一条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 [略]

(卒業の要件)

第三十二条 [略]

2・4 [略]

5 前四項又は第四十二条の十二の規定により卒業の要件として修得す

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第三十条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第三十一条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2・3 [略]

(卒業の要件)

第三十二条 [略]

2・4 [略]

5 第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のう

べき単位数のうち、第二十五条第一項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

## 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ(1)若しくは(2)又はロの表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第四十八条第一項の規定により得られた面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ(1)若しくは(2)の表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。

## 第十章 専門職学科に関する特例

### (専門職学科とする学科等)

第四十二条の四 大学の学部の学科（学校教育法第八十七条第二項に規定する課程に係る学科を除く。）のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を開拓する教育課程を編成するものは、専門職学科とする。

2 前項に規定する専門職学科のみで組織する学部は、専門職学部とする。

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ又はロの表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第四十八条第一項の規定により得られた面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハ(1)若しくは(2)の表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。

### 「一章十条を加える。」

ち、第二十五条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

## 第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

(専門職学科に係る入学者選抜)

第四十二条の五 専門職学科を設ける大学は、専門職学科に係る入学者の選抜に当たつては、第二条の二に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

(実務の経験等を有する専任教員)

第四十二条の六 専門職学科を置く学部に係る第十三条の規定による専任教員数のうち、別表第一イ(2)による専門職学科の専任教員数のおむね四割以上は、専攻分野におけるおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

2 専門職学科に係る実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学又は専門職大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 二 博士の学位、修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3 第一項に規定するおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であつても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他 の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

(専門職学科に係る教育課程の編成方針)

第四十二条の七 専門職学科の教育課程の編成に当たつては、専門職学

科を設ける大学は、第十九条に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

2 専門職学科を設ける大学は、専門職学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不斷の見直しを行うものとする。

3 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第四十二条の八 専門職学科を設ける大学は、産業界及び地域社会との連携により、専門職学科の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 学長又は専門職学科を設ける学部の長（以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員

二 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 臨地実務実習（第四十二条の十二第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける大学と協力する事業者

五 当該専門職学科を設ける大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に

意見を述べるものとする。

一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の編成に関する基本的な事項

二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

#### (専門職学科の授業科目)

第四十二条の九 専門職学科を設ける大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一 一般・基礎科目（幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）

二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）

三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であつて、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）

四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）

#### (専門職学科に係る授業を行う学生数)

第四十二条の十 専門職学科を設ける大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、第二十四条の規定にかかわらず、四十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

#### (入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認

**第四十二条の十一** 専門職学科を設ける大学は、学生が当該大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職学科において修得されることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職学科における授業科目の履修とみなし、三十単位を超えない範囲で大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなし、又は与える単位数（第三十条第一項により修得したものとみなす単位数につては、当該大学において入学前に修得した単位以外のものに限る。）と合わせて六十単位を超えないものとする。

#### （専門職学科に係る卒業の要件）

第四十二条の十一 専門職学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項及び第五項に定めるとところによるほか、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 同条第一項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上が含まれること。
- 二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。

- 三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が

別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。)に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等(企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題を取り組むもの(臨地実務実習を除く。)であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。)をもつてこれに代えることができる」と。

#### (実務実習に必要な施設)

第四十二条の十三 専門職学科を設ける大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、当該専門職学科に係る臨地実務実習その他実習に必要な施設を確保するものとする。

### 第十一章 共同教育課程に関する特例

#### (共同学科に係る卒業の要件)

第四十五条 共同教育課程を編成する学科(以下「共同学科」といいう。)に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

#### [略]

3 前二項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項、

第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

#### (共同学科に係る専任教員数)

第四十六条 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの大学に置く当

#### (共同学科に係る卒業の要件)

第四十五条 共同教育課程を編成する学科(以下「共同学科」といいう。)に係る卒業の要件は、第二十二条第一項、第三項又は第四項に定めるもののほか、それぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

#### [略]

3 前二項の規定によりそれぞれの大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項、

第三十条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

#### (共同学科に係る専任教員数)

第四十六条 共同学科に係る専任教員の数は、それぞれの大学に置く当

該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イ(1)若しくは(2)の表の中欄又はロの表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数た数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別専任教員数」という。）以上とする。

## 〔略〕

### 3 2 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第一イ(1)又は(2)の表の下欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、中欄）に定める専任教員の数の八割に相当する数又は別表第一ロの表の収容定員三六〇人までの場合の専任教員数の欄の数（以下これらをこの項において「最小大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小大学別専任教員数以上とする。

#### （共同学科に係る校舎の面積）

第四十八条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ(1)若しくは(2)又はロの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「大学別校舎面積」という。）以上とする。

## 2 〔略〕

#### （共同学科に係る施設及び設備）

第四十九条 前二条に定めるもののほか、第三十四条から第二十六条まで、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及

該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして、その種類及び規模に応じ別表第一イの表の中欄又はロの表を適用して得られる教授等の数（次項において「全体専任教員数」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した数（その数に一に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。以下この条において「大学別専任教員数」という。）以上とする。

## 〔略〕

### 3 2 第一項の規定による当該共同教育課程を編成する学科に係る大学別専任教員数（前項の規定により当該学科に不足する数の専任教員を置くときは、当該専任教員の数を加えた数）が、当該学科の種類に応じ、別表第一イの表の下欄（保健衛生学関係（看護学関係）にあつては、中欄）に定める専任教員の数の八割に相当する数又は別表第一ロの表の収容定員三六〇人までの場合の専任教員数の欄の数（以下これらをこの項において「最小大学別専任教員数」という。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該学科に係る専任教員の数は、最小大学別専任教員数以上とする。

#### （共同学科に係る校舎の面積）

第四十八条 共同学科に係る校舎の面積は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなしてその種類に応じ別表第三イ(1)又はロの表を適用して得られる面積（次項において「全体校舎面積」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した面積（次項において「大学別校舎面積」という。）以上とする。

## 2 〔略〕

#### （共同学科に係る施設及び設備）

第四十九条 前二条に定めるもののほか、第三十四条から第三十六条まで及び第三十八条から第四十条までの規定にかかわらず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部又は学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ

び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることと要しない。

## 第十一章 国際連携学科に関する特例

### (国際連携学科に係る卒業の要件)

第五十四条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上(薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うこととするものを履修する課程にあつては九十三単位以上、獣医学を履修する課程にあつては九十一単位以上)を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

### 〔略〕

3 2 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

### (国際連携学科に係る施設及び設備)

第五十六条 第二十四条から第三十六条、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができますが、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学

、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの大学ごとに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

## 第十一章 国際連携学科に関する特例

### (国際連携学科に係る卒業の要件)

第五十四条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項又は第四項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上(薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うこととするものを履修する課程にあつては九十三単位以上、獣医学を履修する課程にあつては九十一単位以上)を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

### 〔略〕

3 2 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

### (国際連携学科に係る施設及び設備)

第五十六条 第二十四条から第三十六条まで及び第三十八条から第四十条までの規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができますが、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学

合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 「略」

2 「略」

第十三章 雜則

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

イ 「別紙1のとおり」

ロ 医学又は歯学に関する学部に係る専任教員数

収容定員	
学部の種類	収容定員
医学関係	〔略〕
歯学関係	〔略〕
備考	〔略〕

一～三 「略」

四 この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイ(1)又は(2)の表に定める教員数の合計数とする。

別表第二 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

大学全体の収容定員	
専任教員数	〔略〕
備考	〔略〕

二 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる。

三～五 「略」

別表第一 学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

イ 「略」

ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

収容定員	
学部の種類	収容定員
医学関係	〔略〕
歯学関係	〔略〕
備考	〔略〕

一～三 「略」

四 この表に定める専任教員数は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る専任教員数とし、その他の学科を置く場合に係る専任教員数については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイの表に定める教員数と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイの表に定める教員数の合計数とする。

別表第二 大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数（第十三条関係）

大学全体の収容定員	
専任教員数	〔略〕
備考	〔略〕

一 (略)

二 「号を加える」

三～四 「略」

別表第二 学部の種類に応じ定める校舎の面積（第三十七条の二関係）

イ 「別紙2のとおり」  
ロ 医学又は歯学に関する学部に係る校舎の面積

別表第三 学部の種類に応じ定める校舎の面積（第三十七条の二関係）

イ 「略」  
ロ 医学又は歯学に関する学部に係るもの

学部の種類 区分	収容定員		
	医学関係	校舎	病院
歯学関係	附屬	校舎	病院
			【略】

備考 この表に定める面積は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る面積とし、その他の学科を置く場合に係る面積については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める面積と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイ(1)又は(2)の表に定める面積の合計とする。

ハ 「別紙3のとおり」

備考 この表に定める面積は、医学又は歯学に関する学科のみを置く場合に係る面積とし、その他の学科を置く場合に係る面積については、医学又は歯学に関する学科についてこの表に定める面積と当該医学又は歯学に関する学科以外の学科についてイの表に定める面積の合計とする。

ハ 「略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

#### 附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

【別紙 1】

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る専任教員数

(1) 専門職学科以外の学科に係るもの

学部の種類

	一 学科で組織する場合の専任教員数		二 以上の学科（専門職学科を含む。）で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	三二〇—一六〇〇	一〇	二〇〇—一四〇〇	六
教育学・保育学関係	三一〇—一六〇〇	一〇	一〇〇—四〇〇	六
法学関係	四〇〇—一八〇〇	一四	四〇〇—一六〇〇	六
経済学関係	四〇〇—一八〇〇	一四	四〇〇—一六〇〇	六
社会学・社会福祉学関係	四〇〇—一八〇〇	一四	四〇〇—一六〇〇	六
理学関係	一〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三一〇〇	六
工学関係	一〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三一〇〇	六
農学関係	一〇〇—四〇〇	一四	一六〇—三一〇〇	六
獣医学関係	三〇〇—一六〇〇	二八	二四〇—一四八〇	六
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）	三〇〇—一六〇〇	二八	二四〇—一三六〇	六
薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とするものを除く。）	二〇〇—一四〇〇	一四	一六〇—一一四〇	六
家政関係	二〇〇—一四〇〇	一〇	一六〇—一一四〇	六
美術関係	二〇〇—一四〇〇	一〇	一六〇—一一四〇	六
音楽関係	二〇〇—一四〇〇	一〇	一六〇—一一四〇	六
体育関係	二〇〇—一四〇〇	一〇	一六〇—一一四〇	六
保健衛生学関係（看護学関係）	二〇〇—一四〇〇	一〇	一六〇—一一三一〇〇	六
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	二〇〇—一四〇〇	一〇	一六〇—一一三一〇〇	六
	一六〇—一一一〇	一	一六〇—一一一〇	六
	八	一	八	六
	一	八	六	六
	一	六	六	六
	一	八	六	六
	一	八	六	六

備考

- 一 この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（2）の表及び別表第一において同じ。）。
- 二 この表に定める教員数には、第十一條の授業を担当しない教員を含まないこととする（2）及びロの表並びに別表第二において同じ。）。

三 収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（(2)の表及び別表第一において同じ。）。

四 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人（獣医学関係又は薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とするもの）にあつては、収容定員六〇〇人につき教員六人）の割合により算出される数の教員を増加するものとする（(2)の表において同じ。）。

五

夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学部の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とする（(2)の表において同じ。）。

六

昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（(2)の表及び別表第二において同じ。）。

七

一以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は(2)の表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。

八

二以上の学科で組織される学部に獣医学関係の学科を置く場合における教員数は、それぞれの学科が属する分野のこの表の下欄から算出される教員数の合計数とする。

九 薬学分野に属する一以上の学科で組織される学部に薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とするもの）の一学科を置く場合における当該一学科に対するこの表の適用については、下欄中「一六」とあるのは、「一一一」とする。

十 薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを中心とするもの）の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。

十一 (1)の表に掲げる学部以外の学部に係る教員数については、当該学部に類似するこの表に掲げる学部の例によるものとする。ただし、教員養成に関する学部については、免許状の種類に応じ、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）及び教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）に規定する教科及び教職に関する科目の所要単位を修得させるのに必要な数の教員を置くものとするほか、この表によることが適當でない場合については、別に定める（(2)の表において同じ。）。

## (2) 専門職学科に係るもの

学部の種類	一学科で組織する場合の専任教員数				一以上の学科（専門職学科以外の学科を含む。）で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数			
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	一六〇—三一九	八	三一〇—六〇〇	一〇	一〇〇—一九九	五	一一〇—四〇〇	六
教育学・保育学関係	一六〇—三一九	八	三一〇—六〇〇	一〇	一〇〇—一九九	五	一一〇—四〇〇	六

法学関係

経済学関係

社会学・社会福祉学関係

理学関係

工学関係

農学関係

家政関係

美術関係

音楽関係

体育関係

保健衛生学関係（看護学関係）

保健衛生学関係（看護学関係を除く。）

（1）の表の下欄から算出される教員数

（1）の表の上欄から算出される教員数

備考

一 収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

二 この表に定める教員数のおおむね四割以上は実務の経験等を有する専任教員とする。

三 一以上の学科で組織する学部における教員数は、同一分野に属する二以上の学科ごとにそれぞれこの表又は（1）の表の下欄から算出される教員数の合計数とする。ただし、同一分野に属する学科が他にない場合には、当該学科については、この表の中欄から算出される教員数とする。

【別紙②】

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る基準校舎面積

(1) 特定職学部以外の学部に係る基準校舎面積

学部の種類	収容定員 (平方メートル)	1100人がや の場合の面積 (平方メートル)	1100人がやの場合の面積 (平方メートル)
			800人がやの場合の面積 (平方メートル)
文学関係	2,644	$(\text{収容定員} - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員} - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$
教育学・体育学関係	2,644	$(\text{収容定員} - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員} - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$
法学関係	2,644	$(\text{収容定員} - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員} - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$
経済学関係	2,644	$(\text{収容定員} - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員} - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$
社会学・社会福祉学関係	2,644	$(\text{収容定員} - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員} - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$
理学関係	4,628	$(\text{収容定員} - 200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(\text{収容定員} - 400) \times 3,140 \div 400 + 5,785$
工学関係	5,289	$(\text{収容定員} - 200) \times 1,322 \div 200 + 5,289$	$(\text{収容定員} - 400) \times 4,628 \div 400 + 6,611$
農学関係	5,024	$(\text{収容定員} - 200) \times 1,256 \div 200 + 5,024$	$(\text{収容定員} - 400) \times 4,629 \div 400 + 6,280$
獣医学関係	5,024	$(\text{収容定員} - 200) \times 1,256 \div 200 + 5,024$	$(\text{収容定員} - 400) \times 4,629 \div 400 + 10,909$
薬学関係	4,628	$(\text{収容定員} - 200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(\text{収容定員} - 400) \times 4,629 \div 400 + 10,909$
家政関係	3,470	$(\text{収容定員} - 200) \times 992 \div 200 + 3,966$	$(\text{収容定員} - 400) \times 1,984 \div 400 + 4,958$
美術関係	3,355	$(\text{収容定員} - 200) \times 959 \div 200 + 3,834$	$(\text{収容定員} - 400) \times 3,140 \div 400 + 4,793$
音楽関係	3,009	$(\text{収容定員} - 200) \times 859 \div 200 + 3,438$	$(\text{収容定員} - 400) \times 2,975 \div 400 + 4,297$
体育関係	3,009	$(\text{収容定員} - 200) \times 859 \div 200 + 3,438$	$(\text{収容定員} - 400) \times 1,983 \div 400 + 4,297$
保健衛生学関係 (看護学関係)	3,470	$(\text{収容定員} - 200) \times 992 \div 200 + 3,966$	$(\text{収容定員} - 400) \times 1,984 \div 400 + 4,958$
保健衛生学関係 (看護学関係を除く)	4,049	$(\text{収容定員} - 200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(\text{収容定員} - 400) \times 3,140 \div 400 + 5,785$

備考

1) ①の表に掲げた面積とは、第三十六条第五項の施設、第三十九条の附屬施設及び第三十九条の二の講義実務実習に必要な施設の面積は加算な

ど (口及びノ)の表に記載する。 )

1) 夜間学部 (同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用するものを除く。) における面積とは、①の表に掲げた学部の例によるものと同様 (2)並びにノ)及び(3)の表に記載する。 )

二　夜間学部が同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合は、夜間学部又は昼間学部の収容定員のうちが多い数により(2)の表に定める面積とする。(2)並びに(1)及び(2)の表において同じ。)。

四　昼夜開講制を実施する場合においては、(2)に係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、(2)の表に定める面積を減らすことができる。(2)並びに(1)及び(2)において同じ。)。

五　(2)の表に掲げる学部以外の学部においては、当該学部に類似する(2)の表に掲げる学部の例によるものとする(2)の表において同じ。)。

六　(2)の表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該大学と他の学校、就学前の子供にに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第1条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校(以下(2)の号において「学校等」といふ。)が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該大学の教育研究に支障がない限度において、(2)の表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる。(2)、(2)並びに(1)及び(2)の表において同じ。)。

#### (2) 専門職学部に係る基準校舎面積

学部の種類	収容定員 100 人までの 場合 (平方 メートル)	1100人までの場合の面積(平 方メートル)	400人までの場合の面積(平 方メートル)	800人までの場合の面積(平 方メートル)	801人以上の場合の面積(平 方メートル)
文理関係	2,314	$(\text{収容定員} - 100) \times 330 \div 100 + 2,314$	$(\text{収容定員} - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員} - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員} - 800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
教育学・保健学 関係	2,314	$(\text{収容定員} - 100) \times 330 \div 100 + 2,314$	$(\text{収容定員} - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員} - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員} - 800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
法学関係	2,314	$(\text{収容定員} - 100) \times 330 \div 100 + 2,314$	$(\text{収容定員} - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員} - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員} - 800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
経営学関係	2,314	$(\text{収容定員} - 100) \times 330 \div 100 + 2,314$	$(\text{収容定員} - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員} - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員} - 800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
社会学・社会心理学 社会心理学	2,314	$(\text{収容定員} - 100) \times 330 \div 100 + 2,314$	$(\text{収容定員} - 200) \times 661 \div 200 + 2,644$	$(\text{収容定員} - 400) \times 1,653 \div 400 + 3,305$	$(\text{収容定員} - 800) \times 1,322 \div 400 + 4,958$
理学関係	4,049	$(\text{収容定員} - 100) \times 579 \div 100 + 4,049$	$(\text{収容定員} - 200) \times 1,157 \div 200 + 4,628$	$(\text{収容定員} - 400) \times 3,140 \div 400 + 5,785$	$(\text{収容定員} - 800) \times 8,925$
工芸関係	4,628	$(\text{収容定員} - 100) \times 661 \div 100 + 4,628$	$(\text{収容定員} - 200) \times 1,322 \div 200 + 5,280$	$(\text{収容定員} - 400) \times 4,628 \div 400 + 6,611$	$(\text{収容定員} - 800) \times 11,239$
農林関係	4,396	$(\text{収容定員} - 100) \times 628 \div 100 + 4,396$	$(\text{収容定員} - 200) \times 1,256 \div 200 + 5,024$	$(\text{収容定員} - 400) \times 4,629 \div 400 + 6,280$	$(\text{収容定員} - 800) \times 10,909$

衛生関係	4,049 (収容定員 - 100) × 579 ÷ 100 + 4,049	(収容定員 - 200) × 1,157 ÷ 200 + 4,628	(収容定員 - 400) × 1,983 ÷ 400 + 5,785
家庭関係	3,470 (収容定員 - 100) × 496 ÷ 100 + 3,470	(収容定員 - 200) × 992 ÷ 200 + 3,956	(収容定員 - 400) × 1,984 ÷ 400 + 4,958
美術関係	3,355 (収容定員 - 100) × 479 ÷ 100 + 3,355	(収容定員 - 200) × 959 ÷ 200 + 3,834	(収容定員 - 400) × 3,140 ÷ 400 + 4,793
音楽関係	3,009 (収容定員 - 100) × 429 ÷ 100 + 3,009	(収容定員 - 200) × 859 ÷ 200 + 3,438	(収容定員 - 400) × 2,975 ÷ 400 + 4,297
体操関係	3,009 (収容定員 - 100) × 429 ÷ 100 + 3,009	(収容定員 - 200) × 859 ÷ 200 + 3,438	(収容定員 - 400) × 1,983 ÷ 400 + 4,297
保健衛生学関係 (看護学関係)	3,470 (収容定員 - 100) × 496 ÷ 100 + 3,470	(収容定員 - 200) × 992 ÷ 200 + 3,956 (収容定員 - 400) × 1,984 ÷ 400 + 4,958	(収容定員 - 800) × 1,984 ÷ 400 + 6,942
保健衛生学関係 (看護学関係を除く。)	4,049 (収容定員 - 100) × 579 ÷ 100 + 4,049	(収容定員 - 200) × 1,157 ÷ 200 + 4,628 (収容定員 - 400) × 3,140 ÷ 400 + 5,785 (収容定員 - 800) × 1,984 ÷ 400 + 8,925	(収容定員 - 800) × 1,983 ÷ 400 + 7,768

### 備考

一 ハ)の表に掲げる面積には、第三十六条第五項の施設及び第三十九条の附属施設に必要な施設の面積は含まない(ハ)の表において同じ)。二 第四十二条の十一第一項第三号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、ハ)の表に定める面積を減ずる(ハ)ができない(ハ)の表において同じ)。

別紙3

ハ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る加算校舎面積

(1) 専門職学部以外の学部に係る加算校舎面積

学部の種類	収容定員		面積(平方メートル)												
	二〇〇人まで	二〇〇人までの場合の面積(平方メートル)													
文学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八	一六〇〇人までの場合の面積(平方メートル)				
教育学・保育学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八	一六〇〇人までの場合の面積(平方メートル)				
法学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八	一六〇〇人までの場合の面積(平方メートル)				
経済学関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八	一六〇〇人までの場合の面積(平方メートル)				
社会学・社会福祉学	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八	一六〇〇人までの場合の面積(平方メートル)				
関係	一、七一九	二、一四八	二、九七五	三、八〇一	四、四六二	五、一二三	五、七八五	六、四四六	七、一〇七	七、七六八	一六〇〇人までの場合の面積(平方メートル)				
理学関係	三、一七三	三、八三四	三、九六六	四、六一九	五、六一九	六、四四六	七、一〇七	八、七六〇	九、四二一	一〇、一四七	一一、七三四	一二、七三一	一四、七〇八	一六、一九五	一八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)
工学関係	三、一七三	三、八三四	三、九六六	四、七九三	五、六一九	六、四四六	七、一〇七	八、七六〇	九、四二一	一〇、一四七	一一、七三四	一二、七三一	一四、七〇八	一六、一九五	一八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)
農学関係	三、一七三	三、八三四	三、九六六	四、六二八	五、六一九	六、四四六	七、一〇七	八、七六〇	九、四二一	一〇、一四七	一一、七三四	一二、七三一	一四、七〇八	一六、一九五	一八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)
薬学関係	三、一七三	三、八三四	三、九六六	四、六二八	五、六一九	六、四四六	七、一〇七	八、七六〇	九、四二一	一〇、一四七	一一、七三四	一二、七三一	一四、七〇八	一六、一九五	一八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)
家政関係	三、一七三	三、八三四	三、九六六	四、六二八	五、六一九	六、四四六	七、一〇七	八、七六〇	九、四二一	一〇、一四七	一一、七三四	一二、七三一	一四、七〇八	一六、一九五	一八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)
美術関係	三、一七三	三、八三四	三、九六六	四、六二八	五、六一九	六、四四六	七、一〇七	八、七六〇	九、四二一	一〇、一四七	一一、七三四	一二、七三一	一四、七〇八	一六、一九五	一八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)
音楽関係	三、一七三	三、八三四	三、九六六	四、六二八	五、六一九	六、四四六	七、一〇七	八、七六〇	九、四二一	一〇、一四七	一一、七三四	一二、七三一	一四、七〇八	一六、一九五	一八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)
体育関係	三、一七三	三、八三四	三、九六六	四、六二八	五、六一九	六、四四六	七、一〇七	八、七六〇	九、四二一	一〇、一四七	一一、七三四	一二、七三一	一四、七〇八	一六、一九五	一八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)
保健衛生学関係(看護学関係を除く。)	三、一七三	三、九六六	三、九六六	四、九五八	五、一三二	六、六一九	七、一〇七	八、〇九九	九、五八六	一〇、一四七	一一、七三四	一二、七三一	一四、七〇八	一六、一九五	一八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)
保健衛生学関係(看護学関係)	三、一七三	三、九六六	三、九六六	四、九五八	五、一三二	六、六一九	七、一〇七	八、〇九九	九、五八六	一〇、一四七	一一、七三四	一二、七三一	一四、七〇八	一六、一九五	一八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)
保健衛生学関係(看護学関係を除く。)	三、一七三	三、九六六	三、九六六	四、九五八	五、一三二	六、六一九	七、一〇七	八、〇九九	九、五八六	一〇、一四七	一一、七三四	一二、七三一	一四、七〇八	一六、一九五	一八〇〇人までの場合の面積(平方メートル)

備考 収容定員が「二〇〇人を超える場合は、二〇〇人を増す」として、この表に定める二〇〇人までの面積から一、八〇〇人までの面積を減じて算出される数を加算するものとする(2)の表において同じ。)。

(2) 専門職学部に係る加算校舎面積

収容定員		専門職学部に係る加算校舎面積	
学部の種類	までの場	までの場	までの場
文学関係	一〇〇人	二〇〇人	四〇〇人
教育学・保育学	一、五〇五	一、七一九	一、七一九
関係	一、五〇五	一、七一九	一、七一九
法学関係	一、五〇五	一、七一九	一、七一九
経済学関係	一、五〇五	一、七一九	一、七一九
社会学・社会福	一、五〇五	一、七一九	一、七一九
社学関係	一、五〇五	一、七一九	一、七一九
理学関係	一、七七七	三、一七三	二、一四八
工学関係	三、八三四	三、九六六	二、九七五
農学関係	三、三五五	四、七九三	三、八〇一
薬学関係	三、六三六	五、一〇七	四、四六一
家政関係	四、六一八	九、四一一	四、四六一
美術関係	四、一三一	一、五二二	四、四六一
音楽関係	四、一九八	二、五一一	四、一〇一
体育関係	四、三一四	三、一九〇	四、一〇一
(看護学関係)	四、四二九	四、六二八	五、一〇七
保健衛生学関係	四、四二九	六、二八〇	七、大〇三
(看護学関係)	四、四二九	七、大〇三	八、〇九九
保健衛生学関係	四、四二九	八、〇九九	九、〇九〇
(看護学関係)	四、四二九	九、〇九〇	九、五八六
保健衛生学関係	四、四二九	一〇、五七七	一〇、八二六
(看護学関係)	四、四二九	一〇、八二六	一〇、八二六
保健衛生学関係	四、四二九	一〇、九〇〇	一〇、九〇〇
(看護学関係)	四、四二九	一〇、九〇〇	一〇、九〇〇
保健衛生学関係	四、四二九	一〇、九〇〇	一〇、九〇〇
(看護学関係)	四、四二九	一〇、九〇〇	一〇、九〇〇
除く。)	一、七七七	三、九六六	八、七六〇
(看護学関係)	一、七七七	五、六一九	七、一〇七
保健衛生学関係	一、七七七	七、一〇七	一〇、一四七
(看護学関係を除く。)	一、七七七	三、一七三	一、七三四

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令 新旧対照表  
○短期大学設置基準の一部改正

改正後

目次

〔略〕

第九章 事務組織等（第三十四条—第三十五条の三）

第十章 専門職学科に関する特例（第三十五条の四—第三十五条の十  
1)）

〔略〕

第十一章 共同教育課程に関する特例（第三十六条—第四十二条）

第十二章 國際連携学科に関する特例（第四十三条—第四十九条）

第十三章 雜則（第五十条—第五十二条）

〔略〕

第一章 総則

(趣旨)

第一条 短期大学（専門職短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2・3 〔略〕

第五章 卒業の要件等

(他の短期大学、専門職短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第十四条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位）を超えない範囲で当該短期大学における

改正前

目次

〔略〕

第九章 事務組織等（第三十四条—第三十五条の三）

第十章 共同教育課程に関する特例（第三十六条—第四十二条）

第十一章 國際連携学科に関する特例（第四十三条—第四十九条）

第十二章 雜則（第五十条—第五十二条）

〔略〕

第一章 総則

(趣旨)

第一条 短期大学は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2・3 〔略〕

第五章 卒業の要件等

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第十四条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位）を超えない範囲で当該短期大学における

短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学（専門職短期大学に相当する外国の短期大学を含む。以下この項において同じ。）又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有する課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（短期大学、専門職短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第十五条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができ

る。

2 「略」

（入学前の既修得単位等の認定）

第十六条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学、専門職短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第十七条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

「略」

（入学前の既修得単位等の認定）

第十六条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第十七条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

「略」

（入学前の既修得単位等の認定）

第十六条 短期大学は、学生が当該短期大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力（当該短期大学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、当該短期大学にお

授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合、外国の短期大学又は大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の短期大学又は大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）

第十五条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、当該短期大学における授業科目の履修とみなし、短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 「略」

（入学前の既修得単位等の認定）

第十六条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第十七条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

「略」

（入学前の既修得単位等の認定）

第十六条 短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第十七条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、当該短期大学に入学した後の当該短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

「略」

（入学前の既修得単位等の認定）

第十六条 短期大学は、学生が当該短期大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業に必要な能力（当該短期大学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該職業に必要な能力の修得を、当該短期大学にお

ける授業科目（職業に必要な能力を育成することを目的とする課程において開設するものに限る。）の履修とみなし、修業年限が二年の短期大学にあつては十五単位を、修業年限が三年の短期大学にあつては二十三単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては十五単位）を超えない範囲で短期大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

4|| 前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、第十四条第一項及び前条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の短期大学にあつては、三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては、三十単位）を超えないものとする。この場合において、第十四条第二項において準用する同条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の短期大学にあつては、四十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、五十三単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては四十五単位）を超えないものとする。

3 2 第十八条 [略]  
〔卒業の要件〕  
〔略〕

3 2 第十八条 [略]  
〔卒業の要件〕  
〔略〕

3 2 第十八条 [略]  
〔卒業の要件〕  
〔略〕

前二項又は第三十五条の十第一項若しくは第二項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第十一条第二項の授業の方法により修得する単位数は、修業年限が二年の短期大学にあつては三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては四十六単位（次条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては三十単位）を超えないものとする。

3|| 前二項により修得したものとみなす単位数は、転学等の場合を除き、当該短期大学において修得した単位以外のものについては、第十四条第一項及び前条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて、修業年限が二年の短期大学にあつては、三十単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、四十六単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては、三十単位）を超えないものとする。この場合において、第十四条第二項において準用する同条第一項により当該短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、修業年限が二年の短期大学にあつては、四十五単位、修業年限が三年の短期大学にあつては、五十三単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得することとする短期大学にあつては四十五単位）を超えないものとする。

(教授の資格)

第二十三条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一・四

【略】

五 大学（短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

六・七

【略】

(助手の資格)

第二十六条 【略】

一 学士の学位又は学位規則第一条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

二 【略】

第十章 専門職学科に関する特例

(専門職学科とする学科)

第三十五条の四 短期大学の学科のうち、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成する教育課程を編成するものは、専門職学科とする。

(専門職学科に係る入学者選抜)

第三十五条の五 専門職学科を設ける短期大学は、専門職学科に係る入学者の選抜に当たつては、第二条の二に定めるところによるほか、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

(専門職学科に係る教育課程の編成方針)

第三十五条の六 専門職学科の教育課程の編成に当たつては、専門職学

(教授の資格)

第二十二条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一・四

【略】

五 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

六・七

【略】

(助手の資格)

第二十六条 【略】

一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

二 【略】

【一章九条を加える。】

科を設ける短期大学は、第五条に定めるところによるほか、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

2 専門職学科を設ける短期大学は、専門職学科の専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不斷の見直しを行うものとする。

(教育課程連携協議会)

第三十五条の七 専門職学科を設ける短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、専門職学科の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 学長又は専門職学科の長（以下この条において「学長等」という。）が指名する教員その他の職員

二 当該専門職学科の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であつて、当該職業の実務に關し豊富な経験を有するもの

三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四 臨地実務実習（第三十五条の十第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職学科を設ける短期大学と協力する事業者

五 当該専門職学科を設ける短期大学の教員その他の職員以外の者であつて学長等が必要と認めるもの

3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長等に

意見を述べるものとする。

- 一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の専門職学科の教育課程の編成に関する基本的な事項
- 二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の専門職学科の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(専門職学科の授業科目)

第三十五条の八 専門職学科を設ける短期大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

- 一 一般・基礎科目（幅広く深い教養及び総合的な判断力を培うための授業科目並びに生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）
- 三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であつて、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）
- 四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）

(専門職学科に係る授業を行う学生数)

第三十五条の九 専門職学科を設ける短期大学が当該専門職学科の一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、第十条の規定にかかわらず、四十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(専門職学科に係る卒業の要件)

第三十五条の十 修業年限が二年の専門職学科に係る卒業要件は、第十八条第一項及び第三項に定めるところによるほか、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 同条第一項の規定により卒業の要件として修得すべき六十二単位以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十単位以上、職業専門科目に係る三十単位以上並びに総合科目に係る二単位以上が含まれること。

二 実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る二十単位以上を修得すること。

三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、二単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であつて、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）をもつてこれに代えることができること。

2 修業年限が三年の専門職学科に係る卒業要件は、第十八条第一項及び第三項又は第十九条に定めるところによるほか、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 同条第二項の規定により卒業の要件として修得すべき九十三単位（第十九条の規定により卒業の要件として六十二単位以上を修得する短期大学（以下「の項において「第十九条の短期大学」という。）にあつては六十二単位）以上の単位に、一般・基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十五単位（第十九条の短期大学にあつては十単位）以上、職業専門科目に係る四十五単位（第十九条の短期大

学にあつては三十単位)以上並びに総合科目に係る二単位以上が含まれること。

二 実験、実習又は実技による授業科目(やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができる)と認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目に係る三十単位(第十九条の短期大学にあつては二十単位)以上を修得すること。

三 前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十五単位(第十九条の短期大学にあつては十単位)が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、三単位(第十九条の短期大学にあつては二単位)を超えない範囲で、連携実務演習等をもつてこれに代えることができる)こと。

(実務の経験等を有する専任教員)

第三十五条の十一 専門職学科に係る第二十二条の規定による専任教員数のうち、別表第一イによる専門職学科の専任教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者(次項において「実務の経験等をする専任教員」という。)とする。

2 専門職学科に係る実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学、短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者

一 博士の学位、修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入す

る。) の範囲内については、専任教員以外の者であつても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う者で足りるものとする。

#### (実務実習に必要な施設)

第三十五条の十二 専門職学科を設ける短期大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、当該専門職学科に係る臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

### 第十一章 共同教育課程に関する特例

#### (共同学科に係る卒業の要件)

第二十八条 修業年限が二年の短期大学の共同教育課程を編成する学科(以下「共同学科」という。)に係る卒業の要件は、第十八条第一項又は第三十五条の十第一項に定めるもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の短期大学の共同学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項又は第三十五条の十第二項に定めるもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

#### [略]

3 4 前三項の規定によりそれぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第一項、第六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

#### (共同学科に係る施設及び設備)

第四十二条 前二条に定めるもののほか、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条、第三十三条及び第三十五条の十二の規定にかかるわら

### 第十章 共同教育課程に関する特例

#### (共同学科に係る卒業の要件)

第二十八条 修業年限が二年の短期大学の共同教育課程を編成する学科(以下「共同学科」という。)に係る卒業の要件は、第十八条第一項に定めるもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の短期大学の共同学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項に定めるもののほか、それぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

#### [略]

3 4 前三項の規定によりそれぞれの短期大学において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第十五条第一項、第六条第一項若しくは第二項又は前条の規定により修得したものとみなしそうし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。

#### (共同学科に係る施設及び設備)

第四十二条 前二条に定めるもののほか、第二十七条から第二十九条まで、第三十二条及び第三十三条の規定にかかるわらず、共同学科に係る

ず、共同学科に係る施設及び設備については、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障つ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大學」とに当該学科に係る施設及び設備を備える」とを要しない。

## 第十一章 国際連携学科に関する特例

### (国際連携学科に係る卒業の要件)

第四十七条 修業年限が二年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第一項又は第三十五条の十第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項又は第三十五条の十第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

〔略〕

4 3 前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

施設及び設備については、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその種類、教員数及び学生数に応じて必要な施設及び設備を備え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、それぞれの短期大学」とに当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

## 第十一章 国際連携学科に関する特例

### (国際連携学科に係る卒業の要件)

第四十七条 修業年限が二年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第一項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により十単位以上を修得することとする。

2 修業年限が三年の短期大学の国際連携学科に係る卒業の要件は、第十八条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により四十七単位以上を修得するとともに、それぞれの連携外国短期大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により二十単位以上を修得することとする。

〔略〕

4 3 前三項の規定により国際連携学科を設ける短期大学及びそれぞれの連携外国短期大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十六条第一項、第二項若しくは第三項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

## (国際連携学科に係る施設及び設備)

第四十九条 第二十七条から第三十条まで並びに第三十二条、第三十三条及び第三十五条の十二の規定にかかるらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を設ける短期大学の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備える」と要しない。

2 「略」

## 第十三章 雜則

## 別表第一（第二十二条関係）

イ 学科の種類及び規模に応じて定める専任教員数	
分野	学科
一 学生の分野に属する定員	同一分野に属する学科の入学定員
二 学科が同一科目を二以上置く場合の教員数	同一分野に属する学科の入学定員
三 学科が同一科目を二以上置く場合の教員数	同一分野に属する学科の入学定員
四 学科が同一科目を二以上置く場合の教員数	同一分野に属する学科の入学定員
五 学科が同一科目を二以上置く場合の教員数	同一分野に属する学科の入学定員

備考

一～三 「略」

四 入学定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（口の表において同じ。）。

五～十 「略」

口 「略」

## 別表第一（第三十二条関係）

## (国際連携学科に係る施設及び設備)

第四十九条 第二十七条から第三十条まで並びに第三十二条及び第三十三条の規定にかかるらず、国際連携学科に係る施設及び設備を利用しては、当該学科を設ける短期大学の施設及び設備を利用することができますのとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 「略」

## 第十二章 雜則

## 別表第一（第二十二条関係）

イ 学科の種類及び規模に応じて定める専任教員数	
分野	学科
一 学生の分野に属する定員	同一分野に属する学科の入学定員
二 学科が同一科目を二以上置く場合の教員数	同一分野に属する学科の入学定員
三 学科が同一科目を二以上置く場合の教員数	同一分野に属する学科の入学定員
四 学科が同一科目を二以上置く場合の教員数	同一分野に属する学科の入学定員
五 学科が同一科目を二以上置く場合の教員数	同一分野に属する学科の入学定員

備考

一～三 「略」

四～九 「号を加える。」

口 「略」

## 別表第一（第三十二条関係）

イ 「別紙1のとおり」

備考

一  
四  
〔略〕

五 専門職学科における面積については、第三十五条の十第一項第三号及び第二項第三号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（口の表において同じ。）。

六  
七

口 「別紙2のとおり」

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

イ 「略」

備考

一  
四  
〔略〕

〔号を加える〕

五  
六

口 「略」

備考  
〔略〕

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 【別紙1】

イ 基準校舎面積

学科の種類	収容定員									
	五〇人までの場合 の面積(平方メートル)	一〇〇人までの場 合の面積(平方メートル)	一五〇人までの場 合の面積(平方メートル)	二〇〇人までの場 合の面積(平方メートル)	二五〇人までの場 合の面積(平方メートル)	三〇〇人までの場 合の面積(平方メートル)	三五〇人までの場 合の面積(平方メートル)	四〇〇人までの場 合の面積(平方メートル)	四五〇人までの場 合の面積(平方メートル)	五〇〇人までの場 合の面積(平方メートル)
文学関係	一、五〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、八〇〇	一、九〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇	一、五〇〇
教育学・保育学 関係	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、二〇〇	二、三〇〇	二、四〇〇	二、五〇〇	二、六〇〇	二、七〇〇	二、八〇〇
法学関係	一、五〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、八〇〇	一、九〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇	一、五〇〇
経済学関係	一、五〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、八〇〇	一、九〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇	一、五〇〇
社会学・社会福 祉学関係	一、五〇〇	一、六〇〇	一、七〇〇	一、八〇〇	一、九〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、四〇〇	一、五〇〇
理学関係	一、八五〇	二、〇〇〇	二、一五〇	二、三〇〇	二、四〇〇	二、五五〇	二、七〇〇	二、八五〇	二、九五〇	二、一〇〇
工学関係	一、九五〇	二、一〇〇	二、二五〇	二、四〇〇	二、五五〇	二、七〇〇	二、八五〇	二、九五〇	二、一〇〇	二、一〇〇
農学関係	一、八五〇	二、〇〇〇	二、一五〇	二、三〇〇	二、四〇〇	二、五五〇	二、七〇〇	二、八五〇	二、九五〇	二、一〇〇
家政関係	一、九〇〇	二、〇〇〇	二、一〇〇	二、三〇〇	二、四〇〇	二、六〇〇	二、七五〇	二、九〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇
美術関係	一、七五〇	一、九〇〇	一、九五〇	一、一二〇	一、一五〇	一、一八〇	一、二五〇	一、三〇〇	一、三五〇	一、四〇〇
音楽関係	一、五五〇	一、七〇〇	一、八五〇	一、一〇〇	一、一五〇	一、二〇〇	一、二五〇	一、三〇〇	一、三五〇	一、四〇〇
体育関係	一、五五〇	一、七〇〇	一、八五〇	一、一〇〇	一、一五〇	一、二〇〇	一、二五〇	一、三〇〇	一、三五〇	一、四〇〇
(看護学関係)	一、九〇〇	一、一〇〇	一、一五〇	一、二〇〇	一、二五〇	一、三〇〇	一、三五〇	一、四〇〇	一、四五〇	一、一〇〇
保健衛生学関係 (看護学関係)	一、七五〇	一、八五〇	一、九五〇	一、一〇〇	一、一五〇	一、二〇〇	一、二五〇	一、三〇〇	一、三五〇	一、一〇〇
保健衛生学関係 (看護学関係)	一、九〇〇	一、一〇〇	一、一五〇	一、二〇〇	一、二五〇	一、三〇〇	一、三五〇	一、四〇〇	一、四五〇	一、一〇〇
保健衛生学関係 (看護学関係)	一、七五〇	一、八五〇	一、九五〇	一、一〇〇	一、一五〇	一、二〇〇	一、二五〇	一、三〇〇	一、三五〇	一、一〇〇
備考	この表に掲げる面積には、講堂、寄宿舎、附属施設等の面積は含まない(口の表において同じ)。									
	二 同一分野に属する学科の収容定員が六〇〇人を超える場合には、五〇人を増す」とした、この表に定める六〇〇人までの場合の面積から五五〇									

人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。

三 同じ種類の昼間学科及び夜間学科等が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校舎の面積は、当該昼間学科及び夜間学科等における教育研究に支障のない面積とする。

四 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（口の表において同じ。）。

五 専門職学科における面積については、第三十五条の十第一項第三号及び第二項第三号に規定する卒業に必要な臨地実務実習を実施するに当たり、実験・実習室その他の実習に必要な施設の一部を企業等の事業者の施設の使用により確保する場合その他の相当の事由があると認められる場合には、教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積を減ずることができる（口の表において同じ。）。

六 この表に掲げる分野以外の分野に属する学科に係る面積については、当該学科の属する分野に類似するこの表に掲げる分野の例によるものとする。ただし、これにより難い場合は別に定める（口の表において同じ。）。

七 この表に定める面積は、専用部分の面積とする。ただし、当該専門職短期大学と他の学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園、専修学校又は各種学校（以下この号において「学校等」という。）が同一の敷地内又は隣接地に所在する場合であつて、それぞれの学校等の校舎の専用部分の面積及び共用部分の面積を合算した面積が、それぞれの学校等が設置の認可を受ける場合において基準となる校舎の面積を合算した面積以上のものであるときは、当該専門職短期大学の教育研究に支障がない限度において、この表に定める面積に当該学校等との共用部分の面積を含めることができる（口の表において同じ。）。

【別紙2】

口 加算校舎面積

学科の種類	収容定員					
	五〇人までの場 合の面積(平方 メートル)	一〇〇人までの 場合の面積(平 方メートル)	二〇〇人までの 場合の面積(平 方メートル)	三〇〇人までの 場合の面積(平 方メートル)	四〇〇人までの 場合の面積(平 方メートル)	五〇〇人までの 場合の面積(平 方メートル)
文学関係	八五〇	一、一〇〇	一、二〇〇	一、三〇〇	一、八〇〇	二、三〇〇
教育学・保育学関係	八五〇	一、一〇〇	一、二五〇	一、五五〇	二、〇五〇	二、五五〇
経済学関係	八五〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	二、〇五〇
社会学・社会福祉学関係	八五〇	一、〇〇〇	一、三〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	二、〇五〇
理学関係	八五〇	一、三〇〇	一、五〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	二、三〇〇
工学関係	八五〇	一、三〇〇	一、五〇〇	一、八五〇	一、九〇〇	二、八〇〇
農学関係	八五〇	一、一〇〇	一、二五〇	一、五五〇	一、八五〇	二、八五〇
家政関係	八五〇	一、一〇〇	一、二五〇	一、五五〇	一、八五〇	二、八〇〇
美術関係	八五〇	一、一五〇	一、三〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	二、七〇〇
音楽関係	八五〇	一、一〇〇	一、二五〇	一、五五〇	一、六五〇	二、六五〇
体育関係	八五〇	一、一五〇	一、四〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	二、七〇〇
保健衛生学関係(看護学関係)	一、一〇〇	一、一五〇	一、二五〇	一、五五〇	一、六〇〇	二、一五〇
保健衛生学関係(看護学関係)	一、一〇〇	一、一五〇	一、二五〇	一、五五〇	一、六〇〇	二、八五〇
保健衛生学関係(看護学関係)	一、一〇〇	一、一五〇	一、二五〇	一、五五〇	一、六〇〇	三、五〇〇
保健衛生学関係(看護学関係)	一、一〇〇	一、一五〇	一、二五〇	一、五五〇	一、六〇〇	四、一〇〇

備考 収容定員が六〇〇人を超える場合は、一〇〇人を増すごとに、六〇〇人までの場合の面積から五〇〇人までの場合の面積を減じて算出される数を加算するものとする。

## 【別添2】

学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部を改正する告示 新旧対照表

		改 正 後	改 正 前
		(学位の種類及び分野の変更に関する基準) 第一条 「略」	(学位の種類及び分野の変更に関する基準) 第一条 「略」
2	第 一 条 〔略〕	前項の規定は、同項に規定する設置等のうち次の各号に掲げる大学の学部若しくは学部の学科又は短期大学の学科の設置については、適用しない。	〔項を加える〕
3	附 則 〔略〕	<p>一 大学又は短期大学が専門職学科（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第四十二条の四第一項又は短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条の四に規定する専門職学科をいう。以下この号及び次号において同じ。）を設けていない学位の分野について当該大学が行う専門職学部（大学設置基準第四十二条の四第二項に規定する専門職学部をいう。次号において同じ。）若しくは専門職学科の設置又は当該短期大学が行う専門職学科の設置</p> <p>二 大学又は短期大学が専門職学科以外の学科を設けていない学位の分野について当該大学が行う専門職学部以外の学部若しくは専門職学科以外の学科の設置又は当該短期大学が行う専門職学科以外の学科の設置</p>	
2 1	附 則 〔略〕	<p>第一条第一項の規定は、当分の間、大学設置基準第五十条に規定する国際連携学科、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条に規定する国際連携専攻、短期大学設置基準第四十三条に規定する国際連携学科、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条に規定する国際連携専攻、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条に規定する国際連携学科及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条に規定する国際連携専攻の設置等については、適用しない。</p>	
2 1	附 則 〔略〕	<p>第一条第一項の規定は、当分の間、大学設置基準第五十条に規定する国際連携学科、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条に規定する国際連携専攻、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条に規定する国際連携学科及び専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条に規定する国際連携専攻の設置等については、適用しない。</p>	

別表第一

学位の種類	学位の分野
【略】	

備考 学際領域等右記の区分により難い学位の分野の判定に当たつては、既設の学部等の廃止を伴い、かつ設置等又は開設に係る学部等の教員数（大学設置基準）その他の法令の規定に基づき必要とされる教員数をいう。以下同じ。）の半数以上が当該既設の学部等に所属していた教員で占められること等により、設置等又は開設の前後にいて、当該大学が授与する学位の分野の変更を伴わないと認められる場合に限り、第一条第一項第二号又は第三項第二号の規定に該当するものとして取り扱う。

別表第一

学位の種類	学位の分野
【略】	

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

## ○文部科学省告示第5号

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第四十二条の十一第一項及び第四十二条の十二第一項第三号の規定に基づき、大学の専門職学科に關し必要な事項を定める告示を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

文部科学大臣 林 芳正

## 大学の専門職学科に關し必要な事項を定める告示

第一条 大学設置基準第四十二条の十一第一項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によつて行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて三十単位を超えないものとする。

授業科目	単位を与える者	単位を与える方法
職業専門科目及び 展開科目（専門職 学科において開設 するものに限 る。）	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該大学において大学の専門職学科の教育に相当する水準を有すると認めたものに限る。）を有することにより、当該大学の専門職学科の授業科目において修得させることとしている実践的な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる実践的な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を三十単位を超えない範囲で与える。
一 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能 力に関する審査	一 前号に掲げるものが国、地方公共団体、独立行政法人その他 の公益的法人であること	
口 審査を行う者が前号の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であつて、次に掲げる要件を備えたもの	口 審査の内容が、大学設置基準第四十二条の四第一項に規定する専門職学科の教育課程その他の教育の内容に照らして適切なものであること	
ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるもの		

	<p>二 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること</p> <p>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、当該職業における実務上の業績を有することにより、当該大学の専門職開設するものに限る。)</p> <p>第二条 大学設置基準第四十二条の十二第一項第三号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。</p>
	<p>一 臨地実務実習施設（臨地実務実習の授業（以下この項において「臨地実務実習」という。）を行う事業所等の施設をいう。以下同じ。）の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。</p> <p>二 実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者（臨地実務実習施設である事業所等に所属し、臨地実務実習の指導を行う者をいう。次号及び第四号において同じ。）の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。</p> <p>三 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。</p> <p>四 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。</p> <p>五 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えていること。</p> <p>2 大学設置基準第四十二条の十二第一項第三号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一 連携実務演習等の授業（以下この項において「連携実務演習等」という。）で取り組む課題は、連携先事業者（連携実務演習等の実施において大学と連携する事業者をいう。以下この項において同じ。）における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであつて、学生の探求的な学習活動が促されるものであること。</p> <p>二 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。</p> <p>三 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者（連携先事業者に所属し、連携実務演習等における学生への指導、担当教員への助言等を行う者をいう。次号及び第五号において同じ。）の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。</p>

四 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。

五 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

#### 附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

## ○文部科学省告示第6号

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条の十第一項第三号の規定に基づき、短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

文部科学大臣 林 芳正

## 短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示

第一条 短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 臨地実務実習施設（臨地実務実習の授業（以下この条において「臨地実務実習」という。）を行う事業所等の施設をいう。以下同じ。）の開設者又は管理者である事業者等と協議して臨地実務実習の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

二 実施計画には、臨地実務実習施設における実習の内容、期間、一日当たりの実習時間及び主たる実習場所、受け入れる学生の数、実習指導者（臨地実務実習施設である事業所等に所属し、臨地実務実習の指導を行う者をいう。次号及び第四号において同じ。）の配置、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬及び交通費支給等の取扱い、実習中の災害補償及び損害賠償責任その他の臨地実務実習の実施に必要な事項を記載すること。

三 臨地実務実習施設には、実習内容、受け入れる学生の数等に応じ、必要な数の実習指導者を置くこと。

四 実習指導者は、臨地実務実習に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、臨地実務実習の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

五 巡回指導等の実施、定期的な報告の受理等により、臨地実務実習に係る授業科目を担当する教員が臨地実務実習施設における実習の実施状況を十分に把握できる体制を整えてること。

第二条 短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 連携実務演習等の授業（以下この条において「連携実務演習等」という。）で取り組む課題は、連携先事業者（連携実務演習等の実施において短期大学と連携する事業者をいう。以下この条において同じ。）における実務に密接な関連を有するものとして連携先事業者が指定するものであって、学生の探求的な学習活動が促されるものであること。

二 連携先事業者と協議して連携実務演習等の実施計画を作成し、当該実施計画に基づいて実施すること。

三 連携実務演習等の実施計画は、連携実務演習等の内容及び日程、演習等指導者（連携先事業者に所属し、連携実務演習等における学生への指導、担当教員への助言等を行う者をいう。次号及び第五号において同じ。）の指定、成績評価の基準及び方法、学生に対する報酬等の取扱いその他の連携実務演習等の実施に必要な事項を記載すること。

四 連携先事業者において、演習等指導者を指定すること。

五 演習等指導者は、連携実務演習等に係る職業の分野に関する高い識見及び十分な実務経験を有し、連携実務演習等の指導を行うために必要な能力を有すると認められる者であること。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

## ○文部科学省告示第7号

短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第十六条第三項の規定に基づき、短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示

文部科学大臣 林 芳正

短期大学設置基準第十六条第三項に規定する入学前の実務の経験を通じた職業に必要な能力の修得を授業科目の履修とみなして短期大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げた方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて、修業年限が二年の短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三単位（短期大学設置基準第十九条に規定する短期大学にあっては同条に規定する要件を卒業の要件とするもの（以下「短期大学設置基準第十九条の短期大学」という。）にあっては、十五単位）を超えないものとする。

授業科目	単位を与える者	単位を与える方法
職業に必要な能力を育成することを目的とする科目	専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該短期大学において短期大学の教育に相当する水準を有すると認めたものに限る。）を有することにより、当該短期大学の授業科目において修得させることとしている職業に必要な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者	中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる職業に必要な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を、修業年限が二年の短期大学にあっては十五単位を超えない範囲で、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三単位（短期大学設置基準第十九条の短期大学にあっては、十五単位）を超えない範囲で与える。
一 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他実務の能力に関する審査	前号に掲げるもののほか、前号の審査と同等以上の社会的評価を有する実務の能力に関する審査であつて、次に掲げる要件を備えたもの	一 法令の規定に基づく技能検定、技能審査その他の実務の能力に関する審査
イ 審査を行う者が国、地方公共団体、独立行政法人その他の公益的法人であること		

口 審査の内容が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百八条第一項に規定する短期大学の目的に照らして適切なものであること

ハ 審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること

ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること

臨地実務実習（専門職学科において開設するものに限る。）

専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、当該職業において実務上の業績を有することにより、当該短期大学の授業科目において修得させることとしている職業に必要な能力と同等以上の能力を修得していると認められる者

中欄に掲げる者の申出により、その者が修得していると認められる職業に必要な能力を修得させることとしている授業科目について、当該授業科目に係る単位を、修業年限が二年の短期大学にあっては十単位を超えない範囲で、修業年限が三年の短期大学にあっては十五単位（短期大学設置基準第十九条の短期大学にあっては、十単位）を超えない範囲で与える。

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則